

経世会行政視察報告書

1、 視察日程

令和4年7月5日(火)～7月7日(木)

2、 視察内容

- (1) 北海道恵庭市 ガーデンフェスタ北海道2022について
- (2) 北海道富良野市 ふらのまちづくり株式会社「ふらのマルシェ・ネーブルタウン」について
- (3) 北海道小樽市 小樽・北しりべし成年後見センター「市民後見人の養成」について

※小樽市は視察の受け入れは停止中でしたが、資料の提供と短時間の現地視察、後日電話やメールでも対応して下さいました。

3、 参加者

小島実、館野裕昭、石川さやか、大貫桂一、鈴木紹平

① 北海道恵庭市

- (1) 視察日時 7月5日(火)
- (2) 視察場所 恵庭市花の拠点「はなふる」
- (3) 視察内容 ガーデンフェスタ北海道2022について
- (4) 対応者 恵庭市議会議員 副議長 小橋 薫 様
恵庭市議会事務局 次長 渡邊 匠 様
恵庭市議会事務局 主査 吉川 けい子様
恵庭市経済部 理事 室長 牧野 幹芳 様
恵庭市経済部 主幹 溝 弘 様

【恵庭市の概要】総人口70,033人(男34,061人 女35,972人)令和4年3月現在

恵庭市は札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置しており、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土を持つまちになっており、早くから住宅地整備を進めるとともに公共下水道や大学・専門学校、工業団地等の都市基盤の整備が進められ着実に人口が増えてきている。

市民主導による花のまちづくりが盛んで全国的に評価され、これまでに『緑化推進運動功労者』内閣総理大臣表彰(平成7年「花いっぱい文化協会」、平成13年「サッポロビール北海道工場」)、『都市景観大賞』『美しいまちなみ大賞』国土交通大臣表彰(平成16年「恵み野地区」)、『花の観光地づくり大賞』(平成22年「恵庭市」)などを受賞しており、「ガーデニングのまち」として知られるようになった。

●全国緑化フェア

昭和 58 年以降、全国持ち回りで開催をしている花と緑に関する国内最大級のイベントであり、北海道での開催は 36 年ぶり 2 回目の開催となり、名称を「第 39 回全国都市緑化北海道フェア」とし開催テーマを「花と緑 ～恵みの庭を人がつながる北の大地から」としている。栃木県では平成 12 年に「マロニエとちぎ緑化祭 2000」を壬生町立総合公園、宇都宮市立総合運動公園で開催した。

●メイン会場 花の拠点「はなふる」

花の拠点「はなふる」では大きく 2 つのエリアに分かれる。

① はなふるエリア

- 中央芝生広場花壇：広大な芝生広場に出現するフェア期間中限定の約 1,100 m²の大花壇
- ハンキングバスケット：約 90 作品の小さな庭が会場となり、専門家審査員によるコンテストを実施。
- 自治体出展花壇：「人々の希望と活力につながる花壇」をテーマにした自治体の PR 花壇。
- コンテナガーデン：市町村からのメッセージを各色のコンテナやパネルで紹介。
- たねダンゴ花壇：恵庭市内の幼稚園・保育園の園児が作って植えた「たねダンゴ」によるお花畑。
- アーカイブプロムナード：恵庭市の花のまちづくりのあゆみなどを大型パネルで紹介。

② かわまちエリア

- 市民参加花壇：会場隣を流れる漁川から吹く風が乾いた野原に咲く花を揺らしているイメージで市民が作った花壇。
- 企業・団体・自治体出展庭園：楽しく心豊かに暮らすためのガーデンをテーマとし、趣向を凝らした 35 種類の庭園が並び、さらに次回開催地の横浜国際園芸博物館を PR する庭園もある。
- 全国造園デザインコンクール庭園：全国造園デザインコンクール受賞の北海道当別高等学校の生徒がデザインした庭園。
- ピクニックガーデン：すべり台などの遊具が設置されたゆっくりと遊べるスペース。

●協賛会場

花と緑の文化に触れられる北海道内各地の国営・北海道立公園、民間庭園の 32 か所を協賛会場として連携を図っている。各会場にスタンプを設置しスタンプラリーも開催している。

【質疑応答】

質 コロナ禍での特に重視した広報戦略について

答 プレイベント等が出来ず、予算も限られていた。戦略としては費用のかからない SNS やウェブ広告を使い宣伝した。又、協賛企業の CM やポスターなどにもガーデンフェスタを PR してもらった。

質 市民や企業、農業とのマッチについて

答 市民とのマッチではボランティア団体（サポーターズクラブ）立上げを行い、企業とのマッチではクラフトビールやクッキーなどの製作、農業とのマッチでは植物を調達する協議会を立上げた。

質 緑化フェア終了後の施設管理や未来へ繋ぐレガシー構築について

答 花の拠点「はなふる」は令和 2 年 11 月 11 日にオープンしたが、今回の緑化フェアのために造成したわけではなく、隣接している「道と川の駅花ロードえにわ」には年間 100 万人を超える訪問客があるが、気軽に花と触れ合う場所が少ないほか、「花のまちづくり」に携わる市民の拡大や人材育成が課題となってきた。そこで、「第 2 期恵庭市観光振興計画」に基づき、気軽に花と触れ合うことができ、観光客などにとって魅力あるエリアをつくることで、「花のまち恵庭」の知名度を浸透させる「花の観光拠点の整備」を計画し、造成した拠点であるのでフェア後も観光施設として維持していく。

質 開催費用の財源内訳について

答 過去の開催事例を見ると約 10 億円程度かかっていたが、今回の緑化フェアは約 7 億円程度（内恵庭市 5 億円）で抑えている。

【まとめ】

開催期間中はザンギやエゾシカ料理、スープカレーなどの北海道グルメを、のべ 40 店舗のキッチンカーが販売するほか地域密着のイベントを日替わりで行い、何度来ても飽きさせないフェアを行っていました。見たことのない花に目を向け説明ボードを読んでいると、時間の経過も忘れてしまう緑化フェアでした。また、恵庭市はガーデニングのまち以外にも、自衛隊駐屯地や大演習場等があり今回の緑化フェアも自衛隊に協力してもらい、土日祝日では装備品を展示しフェアを盛り上げたとの説明がありました。園児やボランティア団体、企業、農業、自衛隊など市全体で準備をし、スタッフ全員が笑顔で楽しそうに緑化フェアに参加している姿を見ることができ、本市においても花木センター道の駅化で、今ある機能の充実と施設の魅力アップによる経営改善等に今後役立てていけるように感じました。

② 北海道富良野市

- (1) 視察日時 令和4年7月6日(水)
- (2) 視察場所 フラノ・マルシェ
- (3) 視察内容 中心市街地活性化対策事業『フラノ・マルシェ』について
- (4) 対応者 ふらのまちづくり(株) 吉田育夫統括マネージャー

【富良野市の概要】

北海道のほぼ中央に位置し、富良野盆地の中心都市であり、「北の国から」の反響により多くの観光客が訪れるようになった。富良野市を含む1市6町村で「富良野・美瑛観光圏」を形成し北海道を代表する観光地となっている。

基幹産業は農業であり、野菜等の畑作、稲作、畜産などが生産されている。産業就業者数では、観光に関連した業種を中心とした第三次産業の割合が最も高くなっている。

全国市町村魅力度ランキングではトップ10にランキングしているが、農業後継者不足をはじめ、人口減少にどう取り組んでいくのが今後の課題である。(令和4年3月現在人口20,397人)

●まちづくりのはじまり

当初、行政主導で行われた駅前開発「富良野駅周辺土地区画整理事業(H14~20)」では、事業費55億円うち30億円が移転補償費となり、地権者49件中26件が廃業し地区外に移転。活性化どころか、まちの衰退を促進する結果となった。

●富良野中心市街地活性化協議会の設立

(H19.2.21) ルーバンフラノ構想とは、

まちづくりコンセプト、ルーバンとは、「ルーラン(田舎)」と「アーバン」(都会)を合わせて造語で、「都会の魅力と田園の魅力を併せ持つ、ちょっとおしゃれな田舎町」を意味しており、「ルーバン・フラノ」には、都会の感性を持って、快適で心豊かな田園都市を自分たちの力で育むことで、市民の熱い思いが込められている。二大テーマは、「中心市街地の賑わいの復活と経済の活性化を図る」「超高齢社会に対応するコンパクトなまちづくりを実現すべく、行政と協働の形で、まちづくりを推進する。

●富良野社会事業法人富良野病院移転(H19.5.1)

(国道38号線沿い2,000坪に富良野らしい景観を備えた食のモール街の創出)

空き地、未利用地が大量発生し富良野中心街の課題としては、

- ・売上減少、後継者不足、店舗の減少(賑わいの喪失)
- ・空き地、未利用地の増大(地価の下落)
- ・まちなか居住者の減少(コミュニティの崩壊)

【改正中心市街地活性化法に基づく、まちづくり事業展開】

●まちづくり会社を中活事業の推進母体に

まちの顔である中心市街地に元気がなければ未来が開けない。

●TMO まちづくり会社のディベロッパ化

まちづくりをビジネスに増資が必要

『ふらのまちづくり（株）』の役割

- ・富良野市の特色や恵まれた地域資源を活かし、まち全体の活性化をはかる。
- ・民間と行政の協働により、まちの活性化に繋がる諸事業を効果的に実施する。

H15. 10. 28 設立 資本金 1,035 万円 (19 権利者)

H19. 9 資本金増資 8,350 万円 (59 権利者)

- ・商工会議所会員を中心に 64 の企業・団体・個人が出資
- ・商工会議所役員で経営責任を持つ体制へ

内閣府との交渉の末、中活認定を受けた。

●富良野市中心市街地活性化基本計画（ルーバン・フラノ計画）の事業概要

まちなかの移住促進

- ・まちなかの賑わいを促進するため、フラノ・マルシェ（仮称）ブランドイメージの高い食材（野菜）や加工品（乳製品）、フリーマーケット等のイベント広場、国道沿いの玄関口拠点として整備する。
- ・ネーブル・タウン（仮称）整備 商店街とその周辺地域の未利用地等を市街地再開発により一体的に開発しスーパー銭湯、高齢者住宅、クリニック、店舗、住宅等を整備することで商店街の再生を推進する。
- ・サンライズパーク駐車場とレンタルサイクルを活用した「まちなかパーク&ライド」を推進する。
- ・ギャラリーロードとは、プロ、アマ様々な芸術家の作品を各商店街のショーウィンドウに展示し通りの魅力向上を図る。

●フラノ・マルシェのコンセプトとこだわり

- ・4つのコンセプト

1つ目富良野市民が地元の食文化を楽しむための空間であり、大勢の市民が集い、語らい、このまちに生きる楽しみと豊かさを享受する「市民の憩いの場」である。

2つ目「富良野の農と食の魅力」を内外へ発信し、観光客や日々の交流者を、「まちなか」へといざなう「おもてなしの拠点」である。

3点目集う人々に、さまざまな「まちの情報」を提供し、まちなか回遊へとつなぐ「まちなか情報発信基地」である。

4点目市民、観光客、商業者等、大勢の人々が自由に集い交流の輪を広げる「まちの縁側」である。

- ・こだわり

人を大事にレストラン、食堂を作らずインフォメーションによりまちなか回遊を促進し、徹底的

に地域資源を活用することで、オーナー・テナントと共に持続可能な健全経営を進める。

●フラノ・マルシェ事業概要

工事名称	フラノ・マルシェ開発事業		
所在地	富良野市幸町13番1号		
施設の目的	中心市街地に観光客の取り込み拠点を作り来街者を増やし、「まちなか観光」の情報機能を充実させ、商店街と連携を図りながら街中回廊を促進し歩行者数の増加を目指し、中心市街地全体の活性化に繋がることを目的としている。		
晃造・規模	S造平屋建て2棟(3軒)		
屋根	ガルバニウム鋼板防水		
外壁	ガルバニウム鋼板張り		
敷地面積	6,634.16㎡		
延べ床面積	1,336.01㎡		
駐車場	普通乗用車93台(車いす使用者用駐車場2台)・駐輪場		
事業費	施設整備費279,825,000円(※内装工事及び備品を除く)		
	(1) フラノ・マルシェ建設工事	(建築)	244,650,000円
	(2) フラノ・マルシェ建設工事	(外構)	35,175,000円
財源内訳	国庫補助金		130,463,130円
	金融機関貸付金		145,000,000円
	自己資金		4,361,830円

●東4条街区再開発事業「フラノ・マルシェ2」

◇ネーブルタウン事業のコンセプト

まちなかコミュニティの再生、空き地・未利用地の解消

6つのコンセプト

- ① 歩いて暮らせるまちづくり
- ② 空き地、空き店舗の解消
- ③ コミュニティの再構築
- ④ 街中居住の推進
- ⑤ 商業の再集積
- ⑥ 世代交流

キーワード「三世代」「老若男女」経済の統合性をともなった官民一体となった再開発。

◇ネーブルタウンの構成

東5条通り【商業賑わいゾーン】

- ・既存商店の再集積と店主の居住を進め、新たな商業店舗の創出を行い商業集積の高度化とマンションの併設により街中居住人口増加を図り、天候を気にせず滞留できる地域交流ホールを設置し、商店街のイベントも活用する。
- ・主な施設 全天候型地域交流ホール(アトリウム)、フラノ・マルシェ2小売り飲食店13店舗、新規公募、マンション18世帯(2階から7階)

東4条通り【医療、福祉ゾーン】

- ・地域に必要な不可欠な医療、福祉施設を配置し、街中の利便性を高める。
- ・主な施設 介護サービス付き高齢者施設(託児所を併設)、富良野市立保育園クリニック、調剤薬局、駐車場

●ネーブルタウン（富良野市東4条街区第1種市街地再開発事業）の概要

◇歩いて暮らせる住空間の創出

施行者	ふらのまちづくり株式会社
事業面積	1.7ha
事業期間	平成21年6月～平成27年3月
事業費	3,032,834千円
収入 補助	1,010,318千円（社会資本総合交付金、市債）
保留床処分金	1,846,553千円
雑収入	6,000千円
道路公管金補助金	169,966千円

●フラノ・マルシェ2整備事業配置状況

1階 1,217.25㎡ 商業店舗1（テイクアウト及び物販11店）	645.01㎡
商業店舗2（独立2店舗）	127.16㎡
アトリウム	399.08㎡
2階 190.20㎡ 商業店舗機械室面積	35.45㎡
アトリウム機械室面積	4.6㎡

●フラノ・マルシェによる波及効果

◇建設投資効果 5.9億円 1.5倍

◇消費効果

売上金5億円	9.5億円(H21.8ヶ月)
原材料波及効果	1.57倍
所得波及効果	0.37倍
合計	1.94倍

◇雇用効果 98名

◇富良野の農産物を使用販売2,000品種の豊富な食材、市民も気軽に地域経済効果は1年目に15億円を超えた。

●【入場者数及び売り上げの推移】

年	入込数	売上高	備考
2014	851千人	590,000千円	
2015	1,181千人	733,000千円	マルシェ2開業
2016	1,214千人	724,000千円	
2017	1,222千人	734,000千円	
2018	1,205千人	724,000千円	北海道胆振東部地震
2019	1,236千人	747,000千円	
2020	919千人	518,000千円	新型コロナウイルス感染拡大
2021	939千人	552,000千円	

●フラノ・マルシェ隣接の路線価

年	路線価	基準地価格
平成 26 年	3.3%UP	1.8%UP
平成 27 年	6.7%UP	5.1%UP
平成 28 年	6.3%UP	6.1%UP
平成 29 年	5.9%UP	4.4%UP
平成 30 年	2.8%UP	1.3%UP
令和元年	2.7%UP	0
令和 2 年	0	0
令和 3 年	0	0

富良野 6 年連続で上昇に対し JR 旭川駅前宮下通 7 は横ばい

●富良野市中心市街地活性化事業の経済効果（調査：大阪市立大学名誉教授石原武政氏ほか 3 名）

7 年間で間接的 1 次効果 98 億円総合的効果は 113 億円 + α 大きな経済効果をもたらす理由については 4 点あげられる。

- ◇マルシェ 1. 2 の出店者が新規創業者を含めすべて地元事業者であること。
- ◇販売商品の多くが地元企業の商品であることと地元の原材料を積極的に利用していること。
- ◇マルシェ事業やネーブルタウン事業がすべて地元業者から受注していること。
- ◇今後もマルシェ 1・2 の店舗運営による経済効果、1.71 倍と 1.62 倍の波及が継続的に見込まれる。

【まとめ】

富良野の地名度は倉本聰氏が書いた「北の国から」のドラマ効果が大きく影響しており、放送後に、観光客が 2.5 倍にも膨れ上がった。しかし、商店街への恩恵は少なく再生をテーマとして富良野の魅力を発信しながら長年にわたり活性化に取り組んできた。区画整理の失敗等により中心市街地の空洞化、地区外転出による地域コミュニティの崩壊が発生した。

こうした中、平成 19 年の病院の老朽化にともなう移転を好機と捉え、病院跡地 2 千坪を有効利用しまちの活性化を図るため病院跡地計画を地域住民と商工会の有志で立ち上げ、資金の調達を計った。

「フラノ・マルシェ」は、まちをこよなく愛する住民の発案と行動力によって生まれた「民間施設」であり、志ある人々の懸命な努力で幾多の困難を乗り越え、地域住民や観光客に愛される素晴らしい施設となっている。

「マルシェ 1.2」による経済的な波及効果は大きいものとなり現在も年間 100 万人の来街者があり、この 7 年間に間接的経済効果は約 98 億円総合効果では 113 億円。また、富良野市の路線価は 6 年連続の上昇となり、市にも大きな恩恵を与えている。

フラノ・マルシェが目指すところは通過型の「道の駅」ではなく、富良野の「食文化」を通じてだれもが集い、地域住民と来街者が楽しく交流する「まちの縁側」をコンセプトとし、高齢化社会を見据えた施設配置となっているところが印象的であった。

本市における中心市街地においても、市民と行政が一体となり知恵を出し合いながら熱い思いを持って活性化に取り組むことが重要と考える。

○北海道小樽市 【人口】109,375人【世帯数】61,761世帯（6月末現在）【面積】243.83平方km

- (1) 視察日時 7月7日（木）
- (2) 視察場所 小樽・北しりべし成年後見センター
- (3) 視察内容 「市民後見人の養成」について
- (4) 対応者 小樽・北しりべし成年後見センター小野寺正裕所長(社会福祉協議会法人事務局次長)

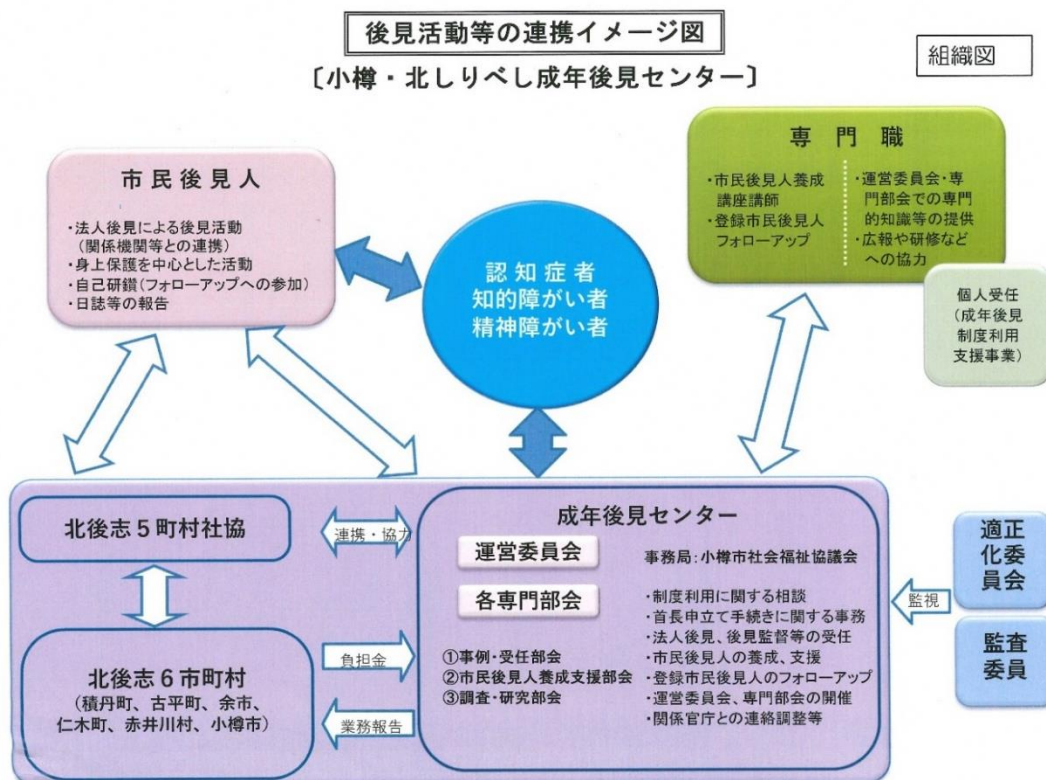
【成年後見センター設立の経過】

平成21年当時小樽市の人口は約13.5万人、高齢者人口約4万人(高齢化率約30%、10年後には40%に達すると予想。)認知症高齢者と、知的・精神障がい者の方を含め3,000人以上の方が自立した生活を送ることが難しいとされ、こういった方々が安心して生活できる仕組み作りが喫緊の課題となっていた。

このような状況下で、小樽市において実際に成年後見人として活動している専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）と、小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」の方を中心に発足した「小樽市における成年後見センター設立及び市民後見人養成の検討についての検討委員会」から、成年後見センター設立を強く訴える調査報告書が市に提出された。

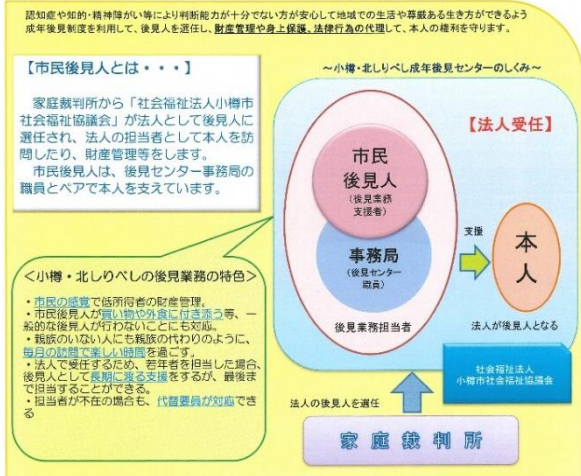
小樽市内の福祉施設へのヒアリング調査により、「認知症高齢者が年金を引き出せず電気料金等を滞納し、結果アパートを追い出されて野宿しているところを保護されたケース」や、「知的・精神障がい者入所施設では、保護者となっている親の高齢化により、兄弟や甥姪、従兄弟など、必ずしも本人との関係が親密でない親族が身元保証人となり財産を管理しているケース」など、認知症高齢者や知的・精神障がい者の日常生活や財産が脅かされる可能性のある危うい状況が判明した。弁護士等の専門職後見人が不足がする中、成年後見の新たな担い手として市民後見人を養成し、活動の支援を行う成年後見センターの設立が急務であるとの結論に至った。

上記の調査報告を受け、小樽市においてセンター設置の検討を開始し、平成22年4月「小樽市・北しりべし成年後見センター」が設置された。

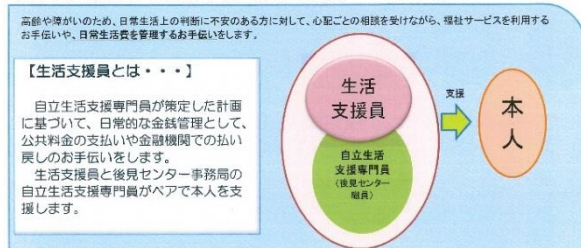


令和3年度 小樽・北しりべし成年後見センター
市民後見人養成講座

<小樽・北しりべし成年後見センターの後見業務>



<日常生活自立支援事業・あんしんサービス事業>



主催者：小樽市、余市町、古平町、積丹町、仁木町、赤井川村
 実施主体：社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 小樽・北しりべし成年後見センター
 会場：小樽経済センタービル4階 Bホール
 時間：午前10時～午後4時
 参加料：無料

日	時間	テーマ	内 容	講 師
3/29 (火)	10:00	開講式(挨拶)	・講座の目的、組織、経過 他	小樽市福祉保険部 主幹 久保 壽 史
	10:30	成年後見制度、後見人の役割について	・制度のしくみ ・後見人の役割、望むこと ・家裁の仕事	札幌家庭裁判所小樽支部 庶務課課長 松村 英樹 主任書記官 安藤 貴年
	12:00		昼休み	
4/6 (水)	13:00	成年後見人の職務	・身上保護 ・財産管理 ・就任中の職務 ・特別な職務	成年後見センター事務局 (大須田)
	10:00	職務が終了するとき後見人が悩む問題	・死後事務 ・終了報告 ・実務上の課題	成年後見センター事務局 (京野)
	12:00		昼休み	
4/7 (木)	13:00	法人後見実務の理解 I	・身上保護(法人後見の場合)	成年後見センター事務局 (大須田)
	14:00	法人後見のしくみ 市民後見人とは 法人特有の課題	・後見センターの取り組み ・法人後見の中での活動の基本理念 ・職務内容、業務分担 他 ・センターの実務上の課題	成年後見センター事務局 (大須田)
4/7 (木)	10:00	法人後見実務の理解 II	・財産管理(法人後見の場合) ・演習(諸帳簿の書式等)	成年後見センター事務局 (大須田、京野)
	12:00		昼休み	
	13:00	法人後見実務の理解 II	・財産管理(法人後見の場合) ・演習(諸帳簿の書式等)	成年後見センター事務局 (大須田、京野)
4/7 (木)	15:30	閉講式	・修了証書授与	(社)小樽市社会福祉協議会 常務理事

【質疑】

問 センター開設当初と現在の相違点について

答 設立当初、法人後見業務は市民後見人と専門職がペアで行っていたが、平成 24 年からは市民後見人と事務局の職員がペアとなり、専門職から助言をいただく形になった

問 市民後見人の報酬について、在宅の場合月 8,500 円、入院や施設入所の場合 4,500 円という金額に変わりはないか

答 変わらない

問 コロナ禍で、市民後見人の登録状況や活動はどのようになっているか

答 令和元年より新規登録は休止している。施設での面談ができない状況。今後感染者数が減少し、8割方面談できるようになった場合は、市民後見人の活動を再開したいと考えている。

問 市民後見人養成講座について。コロナ禍での実績とオンライン開催について検討されたかどうか

答 令和元年から養成講座は休止しており、令和 3 年度分の開催を令和 4 年 3～4 月に合計 3 回実施し、5 名が受講した。令和 4 年度分は 11 月に 4 日間開催予定。オンライン開催については、帳簿等の書式に関する演習は対面でないと難しいため考えていない。

また、登録者へのフォローアップ講座や研修等も実施できていない中、活動に不安を感じたり、自信を無くしてしまい、辞めてしまう方もおられる。

問 相談件数、法人後見や首長申し立て支援件数の状況について

答 別紙参照

2. 法人後見受任状況

(法人後見)	受任数	辞任数	死亡数	年度末受任数
平成22年度	19	0	1	18
平成23年度	18	0	5	31
平成24年度	7	0	7	31
平成25年度	8	0	7	32
平成26年度	5	0	6	31
平成27年度	14	0	4	41
平成28年度	7	0	6	42
平成29年度	12	0	4	50
平成30年度	5	0	6	49
平成31年度	4	1	3	49
令和2年度	6	0	7	48
令和3年度	8	0	7	49
計	113	1	63	

4. 令和3年度市民後見人(生活支援員)養成講座・フォローアップ研修開催状況

	開催日	参加人数
フォローアップ	コロナ禍で実施なし	
市民後見人養成講座	R4.3.29、R4.4.6、R4.4.7	5
生活支援員養成講座	コロナ禍で実施なし	
ほたるの会企画講座	コロナ禍で実施なし	

6. 各委員会、部会開催状況

	①	②	③	④	⑤
運営委員会	書面開催	R3.11.30			
適正化委員会	R3.11.10				
監査	(会計) R3.6.9	(業務内容) R3.7.13	(業務内容) R3.12.1	(会計) R3.12.15	
事例・受任部会	R3.4.16	R3.6.25	R3.7.30	R3.11.26	R3.12.24
養成・支援部会	R3.11.9				

(内訳) 令和3年度末受任者(件)

類型	申立人		本人住所地		本人居住地		
後見	40	首長	39	余市町	2	余市町	2
				仁木町	4	仁木町	4
保佐	8	親族	8	赤井川村	0	赤井川村	0
				古平町	1	古平町	1
補助	1	他	2	積丹町	0	積丹町	0
				小樽市	39	小樽市	39
計	49	計	49	他町村	3	他町村	3
				計	49	計	49

※ この他に後見監督を1件受任しています。

5. 市民後見人登録状況

	新規登録	登録者	実働者
H22	23	23	11
H23	6	29	20
H24	20	49	20
H25	0	49	29
H26	8	53	24
H27	0	51	29
H28	5	52	28
H29	0	49	29
H30	6	50	28
R元	0	47	24
R2	0	46	26
R3	0	44	21
計	68	—	—

※ 登録者は3月末現在。新規登録と実働者は年度内の実人数

3. 首長申立て支援状況

	余市町	赤井川	古平町	小樽市	仁木町	その他	計
H22	0	0	0	21	0	0	21
H23	1	0	1	18	0	1	21
H24	1	0	0	17	0	0	18
H25	0	0	1	7	0	0	8
H26	1	1	0	4	0	0	6
H27	0	0	1	9	2	0	12
H28	1	0	0	8	0	0	9
H29	2	0	0	10	0	0	12
H30	0	0	0	5	0	0	5
R元	0	0	0	5	1	0	6
R2	0	0	0	5	0	0	5
R3	0	0	0	6	0	0	6
計	6	1	3	115	3	1	129

令和4年4月1日現在登録者

市町村別	余市町	仁木町	赤井川村	古平町	積丹町	小樽市	その他	計
人数	9	2	1	2	0	27	1	42

(男女別)

男	女
14	28

※生活支援員 令和4年4月1日現在登録者(参考)

市町村別	余市町	仁木町	赤井川村	古平町	積丹町	小樽市	その他	計
人数	10	4	0	6	8	25	0	53

(男女別)

男	女
19	34

【後日電話・メールにて問合せした内容】

問 市民後見人の報酬はどのように支払われるのか

答 法人後見として年度末に家裁に報酬支払の申し立てを行い、確定した金額が被後見人から法人に振り込まれる。その一部を法人が前払い（立て替える形）で市民後見人に月々支払う。結果として、法人には家裁が決定した金額から市民後見人の報酬を差し引いた額が法人後見の収入となる。

問 コロナ禍で市民後見人に感染のリスクがあるため施設に面談に行くことができず、2年間業務を停止している状況とのことだが、それは市民後見人のみで職員は面談のため訪問しているのか。

答 職員は訪問している。市民後見人が担っていた業務内容は全て職員の負担になっている。年に一度の家裁への報告も職員が行っている

問 何名の職員が担当しているか。又必ず市民後見人とペアなのか

答 職員はセンター開設当初2～3名だったが、徐々に増員し令和4年度より8名に増員した。後見業務担当は実質6名。基本的には変化の少ない安定した方を法人後見で受けており、市民後見人と職員がペアになるが、コロナ禍で市民後見人の活動停止後に受任したものは、市民後見人がついていないケースもある。徐々に増加している難しいケースの方の場合は専門職がペアになることもある。後見開始時の煩雑な資料作成や事務手続きは職員が丁寧にサポートしている。

問 「買い物や外食に付き添うなど、一般的な後見人が行わないことにも対応」とあるが、やっていいこと、悪いことなど運用マニュアル的なものはあるのか。

答 市民後見人のマニュアルは8年前に作成し、徐々に改訂しながら市独自の物に仕上がっている。今はコロナ禍で一緒に外食することはないが、買い物に同行することもある。日常生活自立支援事業は1時間1,200円と決まっているが、市民後見人に特に時間の制約はない。

問 法人後見受任状況（令和3年度末）49名の施設入居者と在宅の方の割合

答 施設入居の方や病院に入院されている方は42名、在宅が7名。

問 生活支援員に登録している方と、市民後見人に登録している方は重複しているか

答 まずは日常生活自立支援事業（H29～）を担う生活支援員を公募し、1日の研修後、面談を経て生活支援員の活動開始。生活支援員の中から市民後見人希望者に養成講座を受講してもらっている。

問 令和3年現在首長申し立て件数が39/49件と、かなり多くなっているのはなぜか

答 小樽市全体では親族後見の数も多くある（家裁では数字を把握しているがオープンになっていない）が、当センターでは親族がおらず、資産に乏しい方を主に利用対象者としているため、市長申し立ての件数が多くなっている。

問 お預かりしている通帳の管理はどのようにされているか

答 通帳の冊数を朝晩必ず確認し、金庫に保管するなど、かなり慎重に行っている。

【全国的な成年後見制度の課題】

① 利用者数の伸び悩み

(2021年現在の利用者数は24万人。潜在的なニーズ推計1,000万人のわずか2%にすぎない)

② 本人の親族が後見人に選任されにくい

(2000年は9割だった親族後見は2021年には2割に減少し、逆に専門職は1割に満たなかったのが今では7割に増加。国際的に見てこの現状は特異である)

③ 後見類型の割合の高さ

(本人の意思がより尊重されやすい補助や任意後見の利用率の低さ)

④ 市民後見人の普及、活用が不十分

(市民後見人選任数は2000年0%→2021年7%に。一層の養成と活用が期待されている)

⑤ 市区町村長申し立ての増加と対応の必要性

(2000年23件→2021年9,000件に。財源や人員の制約で、全てに対応できるとは限らないが、今後も大幅な増加が見込まれている)

⑥ 各自治体の取り組みの温度差

(申立件数の全戸平均は0.02%のところ、栃木県はワースト2位の0.06%(2014年現在))

⑦ 根絶できない後見人による不祥事

(2011年から2020年までの10年間の被害額は284億円。94%が親族後見人によるもので、年平均被害額は27億円。←親族後見の減少という弊害も生じている)

⑧ 後見制度支援信託と後見制度支援預貯金利用の増加

(不祥事の抑制にはなるが、本人の財産を本人のために使うことが難しくなってしまうという問題点)

⑨ 後見の申し立てを取り下げたり、途中で辞めることができない

弁護士や司法書士等の専門職後見人にとっては、施設の入所や不動産の売買等の事案が解決した後、被後見人が亡くなるまで後見が続くことで、限られた人材を振り分けることに無理がある

⑩ 生活保護は受給できないが資産が少ない方への対応

生活保護の場合は成年後見制度利用促進事業を利用することで、経済的なことは大抵解決するが、生活保護に、ぎりぎり認定されない方は、後見人が無報酬になってしまったり、被後見人の死後に発生する葬儀費用等の支払いに苦慮することがある

【小樽市と本市との比較】

●平成19年には既に市民後見人養成講座を開始している

⇨栃木県では栃木市が唯一市民後見人養成講座を実施しているが、鹿沼市は実施の予定なし

●平成22年 小樽・北しりべし成年後見センターの設立⇨令和元年 鹿沼市成年後見センター設立

●相談件数 年間平均400件

⇨月1回、司法書士(リーガルサポート)による相談会を実施 相談件数は年間22件

●センター職員8名中成年後見担当職員6名(法人後見47件)

⇨鹿沼市社協 権利擁護係5名中後見・日自(あすてらす)担当4名(法人後見16件)

●市民後見人と事務局職員がペアで行動⇔社協職員が単独行動。内部での情報共有が不足していた

【まとめと提言】

小樽・北しりべし成年後見センターは、小樽駅から徒歩4分という非常にアクセスのよい小樽経済センタービル1階に開設されており、建物の外から見ても成年後見の相談窓口がここにあるということが一見して分かるようになっています。



センター開設当初の相談件数は年間498件、コロナ禍の令和3年度でも427件と、ここ12年の相談件数は平均約400件にのびります。日常生活自立支援事業を担う生活支援員の研修や市民後見人養成講座を通して、市民ひとりひとりに成年後見制度の理解を深めつつ、制度利用を着実に促進していこうという意気込みを強く感じました。

一方鹿沼市では、昨年4月、家裁に届け出がされていない被後見人の通帳が社協職員宅から複数発見され、被害者2名から合計約750万円の使途不明金が判明しました。これらの不祥事により、本市の成年後見への取り組みに多くの問題点があることが浮き彫りになりました。体制の不備を正すことはもちろんのこと、これを機に一般的に無報酬の市民後見人に報酬を支払うことで多くの市民後見人を養成し、持続可能なシステムを構築している小樽市や、栃木県内で初の市民後見人が誕生しようとしている栃木市に学び、本市も理想の体制構築に向けて土台から成年後見に関する取り組みを見直すべき時期であると考えます。

提言① 市民後見人を養成する前段階として、日常生活自立支援事業を担う生活支援員を広く募集し、将来的に市民後見人の養成に繋げていくこと

提言② 国は市民後見を積極的に進めようとしているが、一般的に市民後見人は無報酬であり、適任者の養成と活用が進んでいない。小樽市のように法人後見報酬の中から市民後見人報酬を支払うことで、制度を支える人材を確保し、持続可能なシステムを構築すること

提言③ 専門知識を持ち、事務能力の高い法人職員と、地域に根差し、同じ目線で寄り添って下さる市民後見人がペアになることで、職員の負担が軽減され、多くの被後見人を担当することが可能になる。鹿沼市社協には復帰を目指して完全に問題点を改善し、職員のスキルアップを図っていただく。本市としては、認知症高齢者の急増を見据え、市民後見人の養成に着手すること

最後に、小樽・北しりべし成年後見センター所長より「将来的に市民後見人のレベルアップを図り、市民後見人だけで担当できることを目指しています。しかし、現状ではまだ遠い先のことです。」とのお話を伺いました。謙遜もあると思いますが、本市は、まだそのスタートラインにも立てていません。

近い将来、成年後見制度が思うように浸透しない様々な原因が法改正されることにも期待し、今現在、判断能力が低下したことで権利侵害を受けていたり、自分らしく安心して暮らせていない方々への支援につなげていけるよう、更に制度の周知を図っていきたいと思いました。